

第六節 豊前国分寺の建立と移り変わり

一 鎮護国家と国分寺

鎮護国家の

大化の改新後、七世紀の後半になって国は積極的な仏教政策をとり、諸国への使者の派遣、

仏教政策

「金光明経」の送置などを行って護国経の講読をさせている。それは教義に基づいて国家

の平安を祈願する鎮護国家の考えに基づくものであるが、このような仏教政策に呼応する形で、七世紀後半には豊前地方にも有力な在地豪族による寺院の建立が進められたことは前出のとおりである。

更に天平九年（七三七）になって丈六の釈迦像を造立させたり、天平十一年（七四〇）に七重塔の建立や写経を命じたことなどは、国分寺建立に向けての一連の動きとしてとらえられているが、聖武天皇の天平十三年（七四一）になって諸国に国分二寺建立の詔が下された。

大化元年（六四五）から国分寺建立の詔勅が出されるまでの動きを年次を追ってみれば、次のようになっている。

大化元年（六四五） 仏法興隆の詔を下し、福亮・惠雲・僧旻ら一〇人を任命して僧尼の指導にあたらせ、寺院の管理のため、寺司・寺主・法頭を置く。

天武五年（六七六） 諸国に使いを派し、金光明経・仁王経（じんんのうきやう）を説かせる。

天武九年（六八〇） 初めて金光明経を宮中・諸寺で説かせる。

天武十四年（六八五） 家ごとに仏舎を作り、仏像・経をおいて礼拝供養させる。

持統七年（六九三） 諸国に仁王経を説かせる。

持統八年（六九四） 金光明経を諸国に送り、毎年、正月上弦の日に読ませる。

大宝二年（七〇二） 諸国の国師（こくし）を任ずる。

神亀二年（七二五） 国家平安のため、諸寺に金光明経または最勝王経（さいしょうおうきやう）を読ませる。

神亀五年（七二八） 国家平安のため、金光明経を一〇巻ずつ諸国に頒布する。

天平九年（七三七） 国ごとに釈迦三尊像を造らせ、大般若経（だいげんにのぎやう）を書写させる。

天平十二年（七四〇） 国ごとに法華経（ほっけきやう）を書写、七重塔を建立させる。

広嗣の乱により、国別に観音像一体を造らせ、観音経を写させる。

天平十三年（七四二） 諸国に国分寺・国分尼寺建立の詔を下す。金光明四天王護国之寺・法華滅罪之寺と称し、七重塔一基、金光明最勝王経・法華経各一部・宸筆金字最勝王経を置く。

（『日本文化史年表』 岩波書店 一九九〇から抜粋）

国分寺建立の目的

であった。

国分寺は僧寺と尼寺の二院制をとるが、この寺院建立も仏教の教義を広めるといふより、經典の読誦などによって、その呪術により国家の平安と安泰を図ろうとするものであった。

このことは詔勅の中の「国泰く人樂しび、災除り福至りき」によく表現されている。しかし、直接の契機となったのは、七三〇年代から頻発する天然痘の流行・飢餓などによる災禍や藤原広嗣の乱（天平十二年＝七四〇）などの世情・政情不安を除くことにあつたといわれている。加えて華嚴教学の説いている蓮華藏世界をこの世に作りだすのが理想と考えたことにもよるとされている。したがって、各国の国分寺の釈迦の仏国土を包み込む形で、奈良には盧舎那仏の造営が進められた。

国分寺の占 国分寺建立の詔の中に「……必ず好き処を択ひて実に久しく、長かるべし。人に近くは地と伽藍 薰臭の及ぶ所を欲せず。人に遠くは衆を勞はして帰集することを欲はず」とあり、選

地は慎重に行われたと思われる。一般的には南斜面の丘陵先端部の好处で、国府にも近く、僧・尼寺も二、五町と割に近いところに位置している。

寺域については、僧寺は二町四方、尼寺は一町四方が原則と考えられているが、例外もみられる。そしてそれぞれの寺域の周囲には濠か土塁をめぐらすことが多いとされる。

次に伽藍配置では、僧寺では南から北に向かって南門・中門・金堂・講堂が寺域の中軸線上に並び、七重塔が金堂の斜め前方の左右どちらかに配置され、金堂から延びた回廊が中門にとりつく形が普通とされている。尼寺は塔が省略された形とされ、規格性が高いと考えられている。

国分寺の経 このような寺域と伽藍を持つ国分寺は、僧寺には金光明天王護国之寺として僧二〇人を、**済的基盤** 尼寺には法華滅罪之寺として尼一〇人を置いたが、このような寺の建立や維持・管理の費用

として詔の中で、僧寺には封五〇戸・水田一〇町、尼寺には水田一〇町が施入された。また天平十六年（七

四四)には国別に正税四万束を割いて僧・尼寺にそれぞれ二万束入れ、毎年出挙してその利息で「永く寺を造る用にあてよ」と詔された。更に天平十九年(七四七)には僧寺に九〇町、尼寺には四〇町の水田が追加施入された。そして天平勝宝元年(七四九)には僧寺一〇〇〇町、尼寺四〇〇町の墾田地の限度も定められた。

このように国家の手厚い保護の下に造営は推し進められたが、土地の選定・技術者(工人)の確保・資材の調達など大変な事業になった。造営の責任は国司に課されていた。しかし在地豪族の出身者が多い郡司たちの協力がなければでき得ない事業でもあった。そして造営は必ずしも順調ではなかったらしく、天平十九年の詔では国司の怠慢を戒めており、また郡司には三年以内に塔・金堂・僧房を造り終えれば、子孫に至るまで永代郡司に任ずるとして造営を促している。

二 豊前国分寺の建立

豊前国分寺の 立地と完成

豊前国分寺は旧仲津郡北部(現豊津町国分)に建立される。ここは錦原台地が浸食されて幾つもの舌状台地を作る東端の台地で、南から北へ緩やかに傾斜する低台地の先端部にあった。寺域の北方約五〇〇メートルのところには大宰官道が東西に走り、そこはまた豊前国府域の南端近くにあたる。国分寺の建立もこの豊前国府との関連も考慮されて、詔にいう「好き処」として選地されたものである。